

# 美郷町水防計画

令和元年度（2019年度）

美郷町防災会議

## 目次

第1節	目的	・・・1
第2節	水防事務	・・・1
第3節	水防本部の設置及び組織、業務分掌	・・・1
1	水防本部	・・・1
2	事務局	・・・1
3	組織、業務分掌	・・・1
第3-1節	町の責任	・・・1～2
第3-2節	水防訓練等	・・・2
1	水防訓練	・・・2
2	連絡協議会	・・・2
第4節	水防体制	・・・2
1	業務開始	・・・2～3
2	水防本部の班員の非常参集	・・・3
3	業務の体制	・・・3
4	各機関との連絡	・・・4
5	水防機材器具等の整備	・・・5～6
6	資材の調達	・・・7
第5節	水防活動	・・・7
1	気象等注意報、警報伝達系統図	・・・7
2	水防警報並びに洪水予報	・・・8～9
3	水防巡視	・・・9
4	水位観測	・・・9～10
5	無線による情報の伝達	・・・10
6	水防信号	・・・10～11
7	優先通行	・・・11
8	緊急通行	・・・11
9	警戒区域の設定	・・・11
10	居住者に対する水防従事命令	・・・11
11	公費負担	・・・11
12	援助、応援	・・・12
13	水防活動に対する自衛隊の災害派遣	・・・12
14	費用負担	・・・12
15	水防解除	・・・12
16	決壊に際しての措置	・・・12
17	樋門操作	・・・12～14
第6節	水防団（消防団）への通報、連絡等	・・・15
1	水防団（消防団）への通報	・・・15～16
2	水防団（消防団）の受持区域	・・・16～17
3	各水防分団長の任務	・・・17
4	水防活動の報告	・・・17
第7節	危険な個所	・・・18～23
第8節	資料編	・・・24
1	各種系統図（動員・災害対策本部）	・・・24
2	災害対策本部組織及び事務分掌表	・・・25
3	重要水防箇所評定基準	・・・26～27
4	水防活動実施に関する情報伝達経路図	・・・28～30
5	避難勧告等の指示系統図	・・・31～32
6	災害状況通報及び被害状況報告の系統図	・・・33

## 第1節 目的

この計画は、水防法（昭和24年法律第193号）第4条の規定に基づき、島根県知事（以下、「知事」という。）から指定された指定管理団体たる美郷町（以下、「町」という。）が、同法第33条第1項の規定に基づき、町の地域にかかる河川の水災に対処し、被害の軽減を図るとともに公共の安全を保持することを目的とする。

## 第2節 水防事務

洪水に際し、水災を警戒し防御し及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するため、水防法第10条による洪水予報及び水防法第16条による、水防警報の通知又は水防に関係のある気象等の予報、注意報、警報等により、洪水、雨水出水のおそれがあると認められたときから、洪水等による危険が除去されるまでの間、この水防計画に基づいて水防事務を処理するものとする。

## 第3節 水防本部の設置及び組織、業務分掌

### 1 水防本部

水防本部長たる町長は、水防法第16条に基づく水防警報の通知を受けたとき及び気象庁長官（松江地方気象台）が発表する気象予警報を受けたとき又は、洪水等についての水防活動の必要があると認めたときから、その危険が除去するまで水防本部を設置し、水防活動を行うものとする。ただし美郷町災害警戒本部さらに同災害対策本部が設置されたときは同本部の一部として編入される。

### 2 事務局

水防本部の事務局は総務課におき当該業務を処理する。

### 3 組織、業務分掌

水防本部の組織は地域防災計画の組織に準拠する。

## 第3-1節 町の責任

1 町は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。

2 指定水防管理団体の水防管理者たる美郷町長（以下、「町長」という。）は、県の水防計画に応じた水防計画を定めなければならない。

3 町長は、毎年増水期までに水防計画に検討を加え必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

4 町長は、上記2により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、美郷町防災会議に諮るとともに、知事に届け出なければならない。

5 町長は、水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するようにつとめなくてはならない。

6 町は、区域内の河川堤防等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所がある時は、直ちに当該河川堤防等管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

7 町長は、水防警報の発表があったとき又は水防活動が必要と認められたときは、水防団及び江津邑智消防組合（以下、「消防組合」という。）に出動の準備をさせなければならない。

8 町は、水防倉庫の資機材については、毎年増水期までに備蓄状況を確認し、整備しなけれ

ばならない。

9. 町長は危険を伴う水防活動に従事する者の安全確保が図られるよう配慮されたものでなければならぬ。
- 10 町は洪水浸水想定区域の指定があったときは本町地域防災計画において当該浸水想定区域ごとに次に掲げる事項について定めるものとする。
- ①洪水予報、水位到達情報の伝達方法
  - ②避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
  - ③災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村が行う洪水又は雨水出水に係る避難訓練の実施に関する事項
  - ④浸水想定区域内において次の施設がある場合にあっては、これらの名称及び所在地
    - イ 地下街等（建設予定、建設中含む）
    - ロ 要配慮者利用施設
    - ハ 大規模な工場その他の施設（申出があった施設に限る）また、町長は住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（洪水ハザードマップ）の配布その他の必要な処置を講じなければならない。

### 第3-2節 水防訓練等

#### 1 水防訓練

町は、毎年増水期前に1回以上、水防訓練を行うものとする。なお、演習要領は関係機関と協議の上、町長が定めるものとする。

#### 2 連絡協議会

- (1) 町は、毎年増水期前に国及び県水防関係機関が開催する連絡協議会に出席しなければならない。
- (2) 町は、(1)による連絡協議会を受け、町内水防関係機関との連絡会を持たなければならない。

### 第4節 水防体制

#### 1 業務開始

水防本部長は、水防に関する予警報が発表されたとき、状況に応じて必要な水防業務を開始する。

水防体制配置基準となる気象予警報（以下の基準に達すると予想した場合に発表される）

種類	地区	市町村	表面雨量指数基準	土壌雨量指数基準	
大雨注意報	大田 邑智	美郷町	6	92	
大雨警報			11	154	
種類	地区	市町村	流域雨量指数基準	複合基準	指定河川洪水予報による基準
洪水注意報	大田 邑智	美郷町	君谷川流域=7.2, 火打谷川流域=2.9, 尻川流域=9.6, 早水川流域=7.3, 沢谷川流域=11.5,	-	江の川下流[大津・都賀・川本・谷住郷・川平]

			猪之谷川流域=6. 1, 響谷川流域=3. 6, 塩谷川流域=5. 9, 新道路川流域=3. 7, 角谷川流域=8. 3, 志君川流域=5. 5, 久保川流域=4. 4, 千原川流域=7, 宮内川流域=4		
洪水警報			君谷川流域=9. 1 火打谷川流域=3. 7, 尻無川流域=12. 1, 早水川流域=9. 2, 沢谷川流域=14. 4, 猪之谷川流域=7. 7, 響谷川流域=4. 6, 塩谷川流域=7. 4, 新道路川流域=4. 7, 角谷川流域=10. 4, 志君川流域=6. 9, 久保川流域=5. 6, 千原川流域=8. 8, 宮内川流域=5		

※流域雨量指数は、河川の上流域に降った雨による、下流の対象地点の洪水害リスクの高まりを示す指標。

※「複合基準」とは、表面雨量指数、流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表す。

## 2 水防本部の班員の非常参集

事務分担する班員等は、水防本部の業務開始の指令を受けたときは、直ちに、本部に参集し水防本部長の指揮を受けるものとする。

## 3 業務の体制

水防本部の業務の体制は、次の体制に区分して行う。

### (1) 準備体制（第1次体制）

水防に関する警報（待機）又は気象等予警報（洪水警報）の通知があり、本部長が必要と認めたとき。

### (2) 警戒体制（第2次体制）

江の川の水位が氾濫注意水位以上に達する見込みで、本部長が必要と認めたとき

### (3) 緊急体制（第3次体制）

江の川の水位が氾濫注意水位以上になり、相当な被害が予想されるとき

### (4) 非常体制

洪水によって大規模な被害が予想されるとき。

#### 4 各機関との連絡

本部長は、準備体制をとる事態に至ったときは、水防委員及び警察官並びに消防組合等の意見を聞いて、適切な防災体制を整えるものとする。

関係機関名	代表者		電話番号	備考	
	職名	氏名			
美郷町消防団 (水防団)	本部	団長	神崎 達夫	75-1275	
		副団長	中原 信登	82-3045	
		副団長	花田 昇吾	76-0303	
		副団長	澤野 光博	77-0016	
		副団長	竹下 敬二	82-2608	
	自動車分団	分団長	麻尾 雄治	75-0977	
	沢谷分団	分団長	宇山 博幸	76-0319	
	浜原分団	分団長	藤川 龍治	75-0992	
	粕渕分団	分団長	山本 幹夫	75-0703	
	君谷分団	分団長	檜高 幸助	77-0017	
	吾郷分団	分団長	村上 眞	75-1581	
	比之宮分団	分団長	松嶋 重仁	82-2346	
	都賀分団	分団長	木村 武	82-2473	
	都賀行分団	分団長	吉坂 裕樹	82-2763	
女性分団	分団長	熊谷 さおり	74-6228		
常備消防	川本消防署	署長	百畑 修次	72-0119	
	邑智出張所	所長	門田 剛	75-0119	
	大和出張所	所長	藤田 剛	82-3119	
町内駐在所	大和駐在所	巡查長	周藤 良敬	82-2034	
	沢谷駐在所	巡查部長	原田 直樹	76-0217	
	粕渕駐在所	警部補	又賀 弥千生	75-0004	
	吾郷駐在所	巡查長	泉 正大	75-1195	

5 水防機材器具等の整備

1) 町の水防機材機器等

町長は、水防倉庫を設け、毎年増水期までに備蓄状況を確認するとともに、水防上必要な資材器具を備えておかなければならない。

2) 県の水防資材器具等

町長は、県有備蓄資材器具の使用を必要とする場合には、水防県央支部長に要請するものとする。

3) 国土交通省の水防資材器具等

町長は、国土交通省浜田河川国道事務所所有の備蓄資材器具等の応援を必要とする場合には、直接当該事務所に要請するものとする。

美郷町水防倉庫及び備蓄資材一覧表

所在地 資材名	美郷町役場 粕淵168番地	美郷町水防団 10分団	大和事務所 水防倉庫
掛矢 (かけや)	1		5
鋸 (のこぎり)	1		3
スコップ	3	10	10
鶴嘴 (つるはし)			5
斧 (おの)			3
たこ槌 (つち)			3
鎌 (かま)			2
ペンチ	5	31	3
照明器具		1	5
救命胴衣		20	
手箕	1		10
ハンマー	1		5
鉄線kg			30
木杭			10
丸太	5		
鋼杭 φ16mm 1.2m			
パール	2		3
ビニール袋 (土嚢袋)	1,000	1,100	1,000
ロープ	1		
舟		3	
鳶口 (とびくち)			7
1輪車			3
シノ			3
ビニルシート	10		2
発電機	20		
懐中電灯	5		
拡声器	18		
ヘッドライト			

水防用土砂 500 m<sup>3</sup> 都賀本郷下 12 m<sup>3</sup> 大和事務所

国土交通省、水防県央事務所所有水防倉庫及び備蓄資材一覧表

資材名	所在地	浜田河川国道事務所		県央県土整備事務所 川本町川本
		江の川下流出張所 江津市渡津町	川本出張所 川本町因原	
掛矢 (かけや)		5	2	5
鋸 (のこぎり)		3		18
スコップ		2	11	43
鶴嘴 (つるはし)		2	3	14
斧 (おの)				7
たこ槌 (つち)				1
鍬 (くわ)				24
鎌 (かま)		14	8	26
ペンチ		8		11
鉋 (なた)		5		14
金棒				6
照明器具			4	5
救命胴衣		52	14	18
手箕		7	1	11
ハンマー		3	1	10
クリッパー		3		8
鉄線		20	20	300
木杭				
杭 丸太			50	26
杭 小			120	
鋼杭		100	50	
縄				
ビニール袋 (土嚢袋)		60	3,800	6,600
麻袋				
吠 (かます)				
ロープ		200	200	200
針金				15
1輪車		3		
ボート		1	1	
土のう製作器		1	1	
ビニルシート		60	90	15
ビニールひも		2		10
塩ビパイプ				5

国土交通省 (浜田河川国道事務所) 所有機械基地名称

基地名	所在地	台数	規 格	車両総重量
江の川 下流出張所	江津市渡津町	1台	排水ポンプ車0.5/m <sup>3</sup>	17,300kg
		1台	照明車2kw×6灯	6,810kg
多田水防倉庫	川本町多田	1台	排水ポンプ車0.5/m <sup>3</sup> (揚程20m)本部付	17,050kg
尾原水防倉庫	川本町川下	1台	排水ポンプ車0.5/m <sup>3</sup> (揚程20m)本部付	17,270kg
		1台	照明車2kw×6灯	7,650kg

## 6 資材の調達

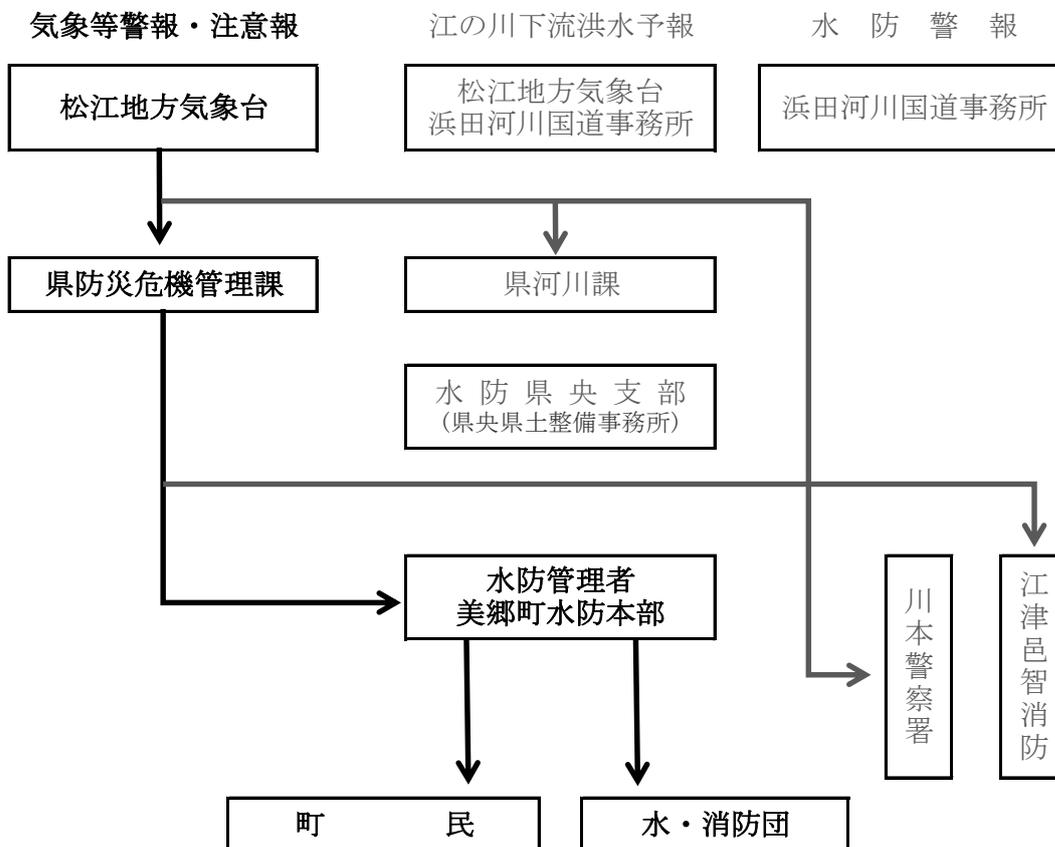
水防資材確保のため、下表の取扱業者とあらかじめ契約しておくものとする。なお、各分団においては、状況の急変などにより、水防本部に要請するいとまがない場合は、分団長は当該地域の業者等により調達するものとする。その場合は、その旨を水防本部長に報告するものとする。

流通調達資材等及び取扱業者一覧

区 分	名 称	住 所	電 話
土 の う 袋	(株)サンマルコ	大田市長久町長久	0854-82-5650
金 物 類	佐竹商店	美郷町粕渕 367-1	75-0065
杭 類	(株)サンマルコ	大田市長久町長久	0854-82-5650
縄、こも、藁類	J Aしまね島根お おち地区支部	美郷町粕渕	75-1220
土 の う 袋 縄、こも類 藁 加 工 金 物 類 杭 類	ジュンテンドー 大田店	大田市長久町	0854-84-9076

## 第5節 水防活動

### 1 気象等注意報、警報等各種情報伝達系統図



## 2 水防警報並びに洪水予報

水防警報を発する基準及びその種類は次のとおりとする。なお水防警報は洪水によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものであるが危険を伴う水防活動に当たっては、従事する者は安全の確保を第一に図ること。

(国土交通省基準)

発表段階	種 類	内 容	対象		発 表 の 条 件
			量水標名	水位 m	
第1段階	待 機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合は、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する旨を警告し、又は、水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差し支えがないが、水防活動をやめることができない旨を警告するもの。	都 賀	4.40	河川の水防団待機水位を突破し、降雨状況及び河川状況等により必要と認められるとき。
第2段階	準 備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、樋門機能等の点検、通信輸送の確保、堤防の巡視等に努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの。		4.90	降雨状況等により氾濫注意水位を超えると予想されるときで、氾濫注意水位に達する前にそのときの水位上昇速度により判断する。
第3段階	出 動	水防機関が出動する旨を警告するもの。		5.40	氾濫注意水位に達し、なお水位上昇が予想される災害の生ずる恐れがあるとき、又は河川状況等により災害のおそれのあるとき。
適 宜	指 示	出水状況及びその河川状況を示し、警戒が必要である旨を警告するとともに、水防活動上必要な溢水・漏水・法崩・亀裂等河川の状態を示しその対応策を指示するもの。		7.50	氾濫危険水位に達し、災害の起こる恐れのある時、その他水防活動上必要な情報。

第4段階	解除	水位が氾濫注意水位以下に下降し、降雨状況及び河川状況等により水防活動の必要がなくなったとき。			水防活動を必要とする増水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解消する旨を通告するもの。
------	----	--	--	--	--

(ただし、待機、準備の2段階は状況により省略することができる。)

洪水予報は浜田河川国道事務所、松江地方気象台が共同して発表する予報で、種類と発表基準は次のとおりとする。

(基準)

種類	情報名	発表基準
洪水注意報 (発表) 又は 洪水注意報	氾濫注意情報	基準地点の水位が、氾濫注意水位 (警戒水位) に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき。
洪水警報 (発表) 又は 洪水警報	氾濫警戒情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達が見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、氾濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・ 避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・ 氾濫危険情報を発表中に、氾濫危険水位を下回ったとき (避難判断水位を下回った場合を除く)</li> <li>・ 避難判断水位を超える状態が継続しているとき (水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く)</li> </ul>
	氾濫危険情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険水位に到達したとき。</li> <li>・ 氾濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>
	氾濫発生情報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫が発生したとき</li> <li>・ 氾濫が継続しているとき</li> </ul>
洪水注意報 (警報解除)	氾濫注意情報 (警戒情報解除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報又は氾濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合 (氾濫注意水位を下回った場合を除く)</li> <li>・ 氾濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込まれなくなったとき (氾濫危険水位に達した場合を除く)</li> </ul>
洪水注意報解除	氾濫注意情報解除	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氾濫危険情報、氾濫警戒情報又は氾濫注意情報を発表中に、氾濫注意水位を下回り、氾濫の恐れがなくなったとき。</li> </ul>

### 3 水防巡視

水防本部長は、水防警報等の通知を受けたときは、直ちに各河川並びに水防危険受け持ち区域の水防団班長に対し、その通報を通知し、必要団員の巡視を行うよう指示するものとする。江の川の水位が氾濫注意水位を超え洪水の危険が予想された場合は、関係水防分団長に通知するとともに水防信号により周知し、さらに必要な団員を召集し、警戒、水防活動に当たらせるものとする

#### 4 水位観測

江の川の下記地点における河川の水位が観測されたときは、本部長は直ちに水防団長に通知し、消防団員による警戒、水防活動にあたらせるものとする。

江の川水位観測

河川名	水位観測所	量水標の位置	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位	管理者
江の川	都賀	美郷町都賀本郷	4.40m	5.40m	7.00m	7.50m	浜田河川 国道事務所

#### 5 無線による情報の伝達

洪水又は雨水出水により危険が予想されたとき又は注意報、警報が発令された場合において、その対象となる各地域と防災行政無線（移動系）を十分活用して現地と本部の相互連絡を密に行い、河川情報システム等の最新情報を収集し、本部長は広報無線により、たえずその状況を一般住民に周知徹底するよう被害の未然防止に努めるものとする。

#### 6 水防信号

水防信号は、島根県水防信号規則（昭和24年島根県規則第96号）の規定に基づき次のように行う。

基準

信号の種類	発するとき	措置事項
第1信号	河川の水位が氾濫注意水位に達したとき。	一般住民に周知するとともに必要な団員を召集し、河川の警戒に当たる。
第2信号	各分団長より洪水のおそれがある旨の報告があったとき。	各分団員を召集するとともに、水防活動に必要な資材を現場に輸送する。
第3信号	堤防が決壊し又は、これに準ずべき事態が発生したとき。	各分団員のほか、必要により応援関係機関並びに一般住民の出動を求める。
第4信号	洪水が著しく切迫し、区域内の住民を避難させる必要があると本部長が認めたとき。	川本警察署に通報し、一般住民を避難場所に誘導する。

種類

信号の種類	警 鐘 信 号	サイレン信号（予いん防止符）
第1信号	○ 休止 ○ 休止 ○ 休止	約 約 約 約 約 約 約 約 5 15 5 15 5 15 5 15 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 休 休 休 休 ○— —○— —○— —○— 止 止 止 止
第2信号	○—○—○ ○—○—○	約 約 約 約 約 約 約 約 5 6 5 6 5 6 5 6 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒 秒



## 1 2 援助、応援

町長は、消防組合及び水防団では対処しきれないときには、川本警察署長に対して警察官の出動を求め、又は他の水防管理者、又は消防長に応援を求めることができる。

応援のために派遣された者は、水防については応援を求めた者の所轄のもとに行動する。

## 1 3 水防活動に対する自衛隊の災害派遣

町長は、水防活動に対して自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、知事（島根県消防防災課）にその旨を依頼するものとする。

## 1 4 費用負担

他の水防管理団体へ応援を求めた場合、派遣された水防管理団体に要する費用については町が負担する。

ただし、水防によって他の市町村が著しく利益を受けるときは、費用の一部を負担するよう当該市町村に求めることができる。

この場合の負担額及び負担方法は、協議して定めるものとする。

## 1 5 水防の解除

町長は、気象等予警報が解除されたとき、水位が水防団待機水位以下に低下して警戒の必要がなくなったとき、又は国土交通省浜田河川国道事務所及び水防県央支部から水防警報解除の通知を受けたときは、これを住民に周知しなければならない。

## 1 6 決壊に際しての措置

### 1) 決壊の通知

堤防が決壊した時は、町長、又は消防長は、直ちに住民、水防県央支部長、川本警察署、及び隣接水防管理者等に通報するものとする。

### 2) 決壊後の措置

堤防が決壊した時でも、町長は、消防長及び水防団長と連絡を密にし、できる限り氾濫による被害が拡大しないよう努めなければならない

## 1 7 樋門操作

町長は、国土交通省浜田河川国道事務所長、島根県県央県土整備事務所長の指示を受けたときは、樋門操作要領に基づき操作を行う。

### (1) 国交省管理樋門等操作水位

(単位：m)

施設名	設置場所	都賀観測所			浜原観測所		
		待機	出動	被害発生	待機	出動	被害発生
御領川排水樋門	都賀本郷	10.50	10.80	11.10			
邇後川排水樋門	都賀本郷	9.10	9.70	10.30			
新屋川排水樋門	都賀本郷	10.60	11.00	11.40			
小門原排水樋門	浜原				15.20	16.00	16.80
浄頓川第1排水樋門	浜原				9.10	10.00	10.90
浄頓川第2排水樋門	浜原				7.90	8.70	9.50
今馳谷川排水樋門	築瀬				11.60	12.50	13.40

清水谷川排水樋門	築瀬				12.00	12.80	13.60
中沢谷川排水樋門	築瀬				12.20	13.00	13.80
川敷谷川排水樋門	栗原				9.00	10.10	11.20
乙原排水樋門	乙原				13.40	14.30	15.20
間野川排水樋門	乙原				6.00	6.90	7.80
河木谷排水樋門	乙原				7.60	8.50	9.50

(2) 島根県管理樋門等操作水位

(単位：m)

施設名	設置場所	都賀観測所		浜原観測所	
		待機	出動	待機	出動
頃谷川排水樋門	都賀行	8.10	内外水位差による		
河木谷川排水樋門	乙原			8.50	内外水位差による

(3) 施設及び操作員

河川名	施設名	管理者	操作員		副操作員	
			氏名	電話番号	氏名	電話番号
江の川	新屋川排水樋門	国土交通省	中原 晋作	82-2568	都賀分団第3班	
	遡後川排水樋門		松島 長男	82-2032	日高 和史	松島 長男
	御領川排水樋門		中原 啓介	82-2252	都賀分団第3班	
日平川	頃谷川排水樋門	島根県	吉坂 裕樹	82-2763	—	—
江の川	河木谷排水樋門	国土交通省	中原 浩行	75-0660	吾郷分団第1班	
	間野川排水樋門		安田 仁司	75-0566		
	乙原排水樋門		立脇 慎吾	75-0435		
	川敷谷川排水樋門		松崎 重幸	75-0360	吾郷分団第3班	
	中沢谷川排水樋門		的場 剛	75-0522	吾郷分団第2班	
	清水谷川排水樋門		今馳 浩二	75-0508		
	今馳谷川排水樋門		戸田 智博	75-0513		
	浄頃川第2排水樋門		中村 健	75-0130	浜原分団第1班	

	浄頓川第1排水樋門		中原 輝文	75-0116	
	小門原排水樋門		松岡 伸明	75-0075	
河木谷川	河木谷川排水樋門	島根県	前田 光則	75-0536	吾郷分団第1班

第6節 水防団（消防団）への通報、連絡等

注意報、警報が発令され、水防活動が必要と認められる場合における各水防分団への通報、連絡並びに各水防分団が受持つ区域は、下表によるものとする。

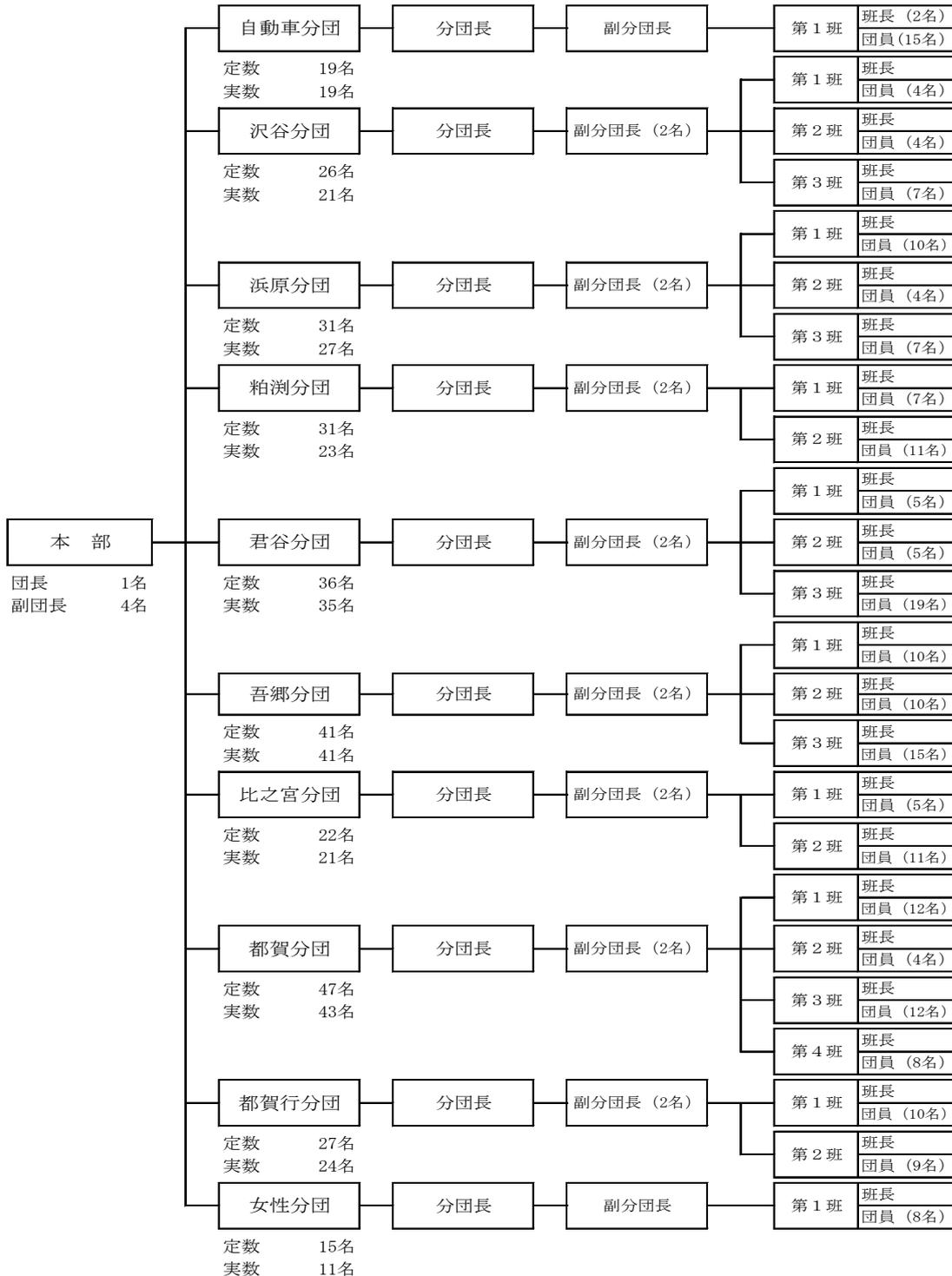
1 水防団への通報

美郷町消防団組織図に準じる。

(平成31年4月1日現在)

定数 300名  
実数 270名

ポンプ車 2 台  
小型ポンプ付き普通積載車 12 台  
小型ポンプ付き軽積載車 10 台  
広報車（軽） 1 台



消防団員数（平成31年4月1日現在）

	本部役員	自動車	沢谷	浜原	粕渕	君谷	吾郷	小計
団長	1							
副団長	4							
分団長		1	1	1	1	1	1	6
副分団長		1	2	2	2	2	2	11
班長		2	3	3	2	3	3	16
団員		15	15	21	18	29	35	133
計	5	19	21	27	23	35	41	166
	比之宮	都賀	都賀行		小計	女性分団	合計	総計 270
分団長	1	1	1		3	1	10	
副分団長	2	2	2		6	1	18	
班長	2	4	2		8	1	25	
団員	16	36	19		71	8	212	
計	21	43	24		88	12	265	

2 水防団（消防団）の受持区域  
邑智地域

河川名	区 域		危 険 状 況	担 当 分 団	人 員	責 任 者
	位 置	延 長				
江の川	上川戸右岸 滝原左岸 浜原右岸	220m 1,100m 1,700m	無 堤 無 堤 断面不足 内 水	浜原分団	27	浜原分団長
	粕渕右岸 野井左岸 高畑右岸	50m 150m 600m	無 堤 無 堤 断面不足	粕渕分団 自動車分団	42	粕渕分団長 自動車分団長
	明塚左岸 吾郷右岸	650m 130m 750m	無 堤 無 堤 新堤防 断面不足	吾郷分団	41	吾郷分団長
	築瀬左岸 栗原左岸 竹左岸	1,600m 850m 1,430m	断面不足 無 堤			
	港右岸 市井原右岸	200m 500m	無 堤 水 衝	君谷分団	35	君谷分団長

大和地域

河川名	区 域		危 険 状 況	担 当 分 団	人 員	責 任 者
	位 置	延 長				
江の川	都賀西地左岸	2,500m	無 堤 堤防高不足	都賀分団	4 3	都賀分団長
	上野右岸	800m	断面不足 堤防高不足			
	都賀本郷右岸	1,350m	断面不足 堤防高不足			
	長藤右岸	600m	堤防高不足			
	大浦左岸	1,150m	無 堤 無 堤			
山根左岸 松原左岸 潮村右岸	950m	無 堤	都賀行分団	2 4	都賀行分団長	
	450m	無 堤				
	1,640m	無 堤				

注 出動すべき人員は各分団長が状況判断をして決定する。

3 各水防分団長の任務

- (1) 各水防分団長は、洪水予報の通報を受けたときは、随時河川、堤防等を巡視し、量水標の水位の変化、水位状況及び樋門、陸閘門の状況を水防本部に連絡するものとする。また、水位が氾濫注意水位に達したときは、第1信号をもって地域住民に周知し、必要な団員により河川の警戒に当たるものとする。
- (2) 各水防分団長は、河川の水位が氾濫注意水位に達したとき又は洪水の恐れを察知したときは、直ちに第2信号をもって団員を招集し、水防作業を開始するとともに水防本部に通報するものとする。
- (3) 各水防分団長は、堤防の決壊又はこれに準ずる事態が発生したときは、第3信号を発し、周知するとともに水防活動を指揮する。またその旨を速やかに水防本部に通報するものとする。
- (4) 各水防分団長は、洪水の危険が切迫し、直ちに区域内住民の避難、立退の必要を認めるときは、第4信号を発し周知を図り、安全な場所に避難誘導を開始するとともに、その旨を水防本部に通報するものとする。

4 水防活動の報告

各水防分団長は、水防活動終了後、速やかに別記様式により、水防本部長に活動報告をしなければならない。

報告を受けた水防本部長は、直ちにその報告をまとめ、水防活動報告書により水防県央支部に報告するものとする。また、出水による被害が発生した場合には、第14号表-1 被害情報(1)、第14号表-2 被害情報(2) (いずれも県水防計画様式)により水防県央支部に報告するものとする。

## 第7節 危険な箇所

町内の国及び県管理河川において、過去の増水により甚大な被害があり、今後もその恐れが大きいと予想される区域を下記のとおり定める。

番号	河川名	地 先 名 (水防管理団体名)	区 間			種別	重要度	重要理由	水防工法
			左右岸	距 離 標	延 長 (m)				
1	江の川	美郷町市井原 (美郷町)	右	39k210 ～39k780	554	堤防高	A	無堤	積土のう
2	江の川	美郷町銅ヶ丸 (美郷町)	左	39k600 ～39k900	344	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
3	江の川	美郷町竹 (美郷町)	左右	40k260		工作物	A	(桁下高不足) 湊橋	
4	江の川	美郷町竹 (美郷町)	左	40k280 ～41k000	675	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
5	江の川	美郷町港 (美郷町)	右	40k450 ～40k650	203	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
6	江の川	美郷町栗原 (美郷町)	右	43k400 ～43k500	124	堤防高 堤防断面	B B	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
7	江の川	美郷町栗原 (美郷町)	右	43k500 ～44k200	635	堤防高 堤防断面 漏水	B A B	堤防高不足 断面不足 詳細点検	積土のう 積土のう 月の輪
8	江の川	美郷町乙原 (美郷町)	左右	44k195		工作物	A	(桁下高不足) 栗原橋	
9	江の川	美郷町栗原 (美郷町)	右	44k200 ～44k400	148	漏水	B	詳細点検	月の輪
10	江の川	美郷町栗原 (美郷町)	右	44k400 ～44k600	129	堤防高 堤防断面	B B	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
11	江の川	美郷町築瀬 (美郷町)	左	44k710 ～45k100	278	法崩れ・ すべり	B	詳細点検	杭打ち積 土のう
12	江の川	美郷町築瀬 (美郷町)	左	45k100 ～45k400	259	堤防高 堤防断面	B A	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう

						法崩れ・すべり	B	詳細点検	杭打ち積土のう
13	江の川	美郷町築瀬 (美郷町)	左	45k400 ～45k700	256	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり 旧川跡	B A B 要	堤防高不足 断面不足 詳細点検 旧川跡	積土のう 積土のう 杭打ち積土のう
14	江の川	美郷町築瀬 (美郷町)	左	45k700 ～46k400	657	堤防高 堤防断面 法崩れ・すべり	B A B	堤防高不足 断面不足 詳細点検	積土のう 積土のう 杭打ち積土のう
15	江の川	美郷町築瀬 (美郷町)	左	46k400 ～46k610	218	堤防高 堤防断面	B B	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
16	江の川	美郷町築瀬 (美郷町)	左右	46k690		工作物	A	(桁下高不足) 吾郷大橋	
17	江の川	美郷町明塚 (美郷町)	左	47k900 ～48k300	388	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
18	江の川	美郷町上明塚 (美郷町)	左	48k500 ～48k850	304	堤防高 堤防断面	B A	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
19	江の川	美郷町高畑 (美郷町)	右	49k220 ～50k000	686	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
20	江の川	美郷町高畑 (美郷町)	右	50k000 ～50k020	23	堤防高 堤防断面 旧川跡	B A 要	堤防高不足 断面不足 旧川跡	積土のう 積土のう
21	江の川	美郷町高畑 (美郷町)	右	50k020 ～50k200	209	堤防高 堤防断面	B A	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
22	江の川	美郷町高畑 (美郷町)	右	50k200 ～50k300	101	堤防高 堤防断面	B A	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
23	江の川	美郷町高畑 (美郷町)	右	50k300 ～50k350	51	堤防高 堤防断面 旧川跡	B A 要	堤防高不足 断面不足 旧川跡	積土のう 積土のう
24	江の川	美郷町野井 (美郷町)	左	50k340 ～50k800	428	堤防高 堤防断面	B A	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
25	江の川	美郷町高畑 (美郷町)	右	50k350 ～50k450	105	堤防高 堤防断面	B A	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう

26	江の川	美郷町高畑 (美郷町)	右	50k450 ~50k600	165	堤防断面	A	断面不足	積土のう
27	江の川	美郷町野井 (美郷町)	左	50k800 ~51k270	359	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
28	江の川	美郷町粕渕 (美郷町)	右	51k050 ~51k130	145	堤防高 堤防断面	B A	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
29	江の川	美郷町浜原 (美郷町)	右	51k150 ~51k260	154	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
30	江の川	美郷町野井 (美郷町)	左右	51k170		工作物	B	(桁下高不足) 三江線第一江川橋 梁	
31	江の川	美郷町亀村 (美郷町)	左	51k720 ~52k180	265	堤防高 堤防断面	B A		
32	江の川	美郷町浜原 (美郷町)	右	52k100		陸閘	要		
33	江の川	美郷町浜原 (美郷町)	右	52k150 ~52k400	290	堤防高 法崩れ・ すべり 漏水 旧川跡	B B B 要	断面不足 詳細点検 詳細点検 旧川跡	積土のう 杭打ち積 土のう 月の輪
34	江の川	美郷町浜原 (美郷町)	右	52k400 ~53k000	551	堤防高 堤防断面 漏水	A B B	断面不足 詳細点検 詳細点検	積土のう 杭打ち積 土のう 月の輪
35	江の川	美郷町浜原 (美郷町)	右	53k000 ~53k100	105	堤防高 法崩れ・ すべり 漏水 旧川跡	B B B 要	断面不足 詳細点検 詳細点検 旧川跡	積土のう 杭打ち積 土のう 月の輪
36	江の川	美郷町浜原 (美郷町)	右	53k100 ~53k900	737	堤防断面 法崩れ・ すべり 漏水	A B B	断面不足 詳細点検 詳細点検	積土のう 杭打ち積 土のう 月の輪
37	江の川	美郷町滝原 (美郷町)	左	53k720 ~54k670	851	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう

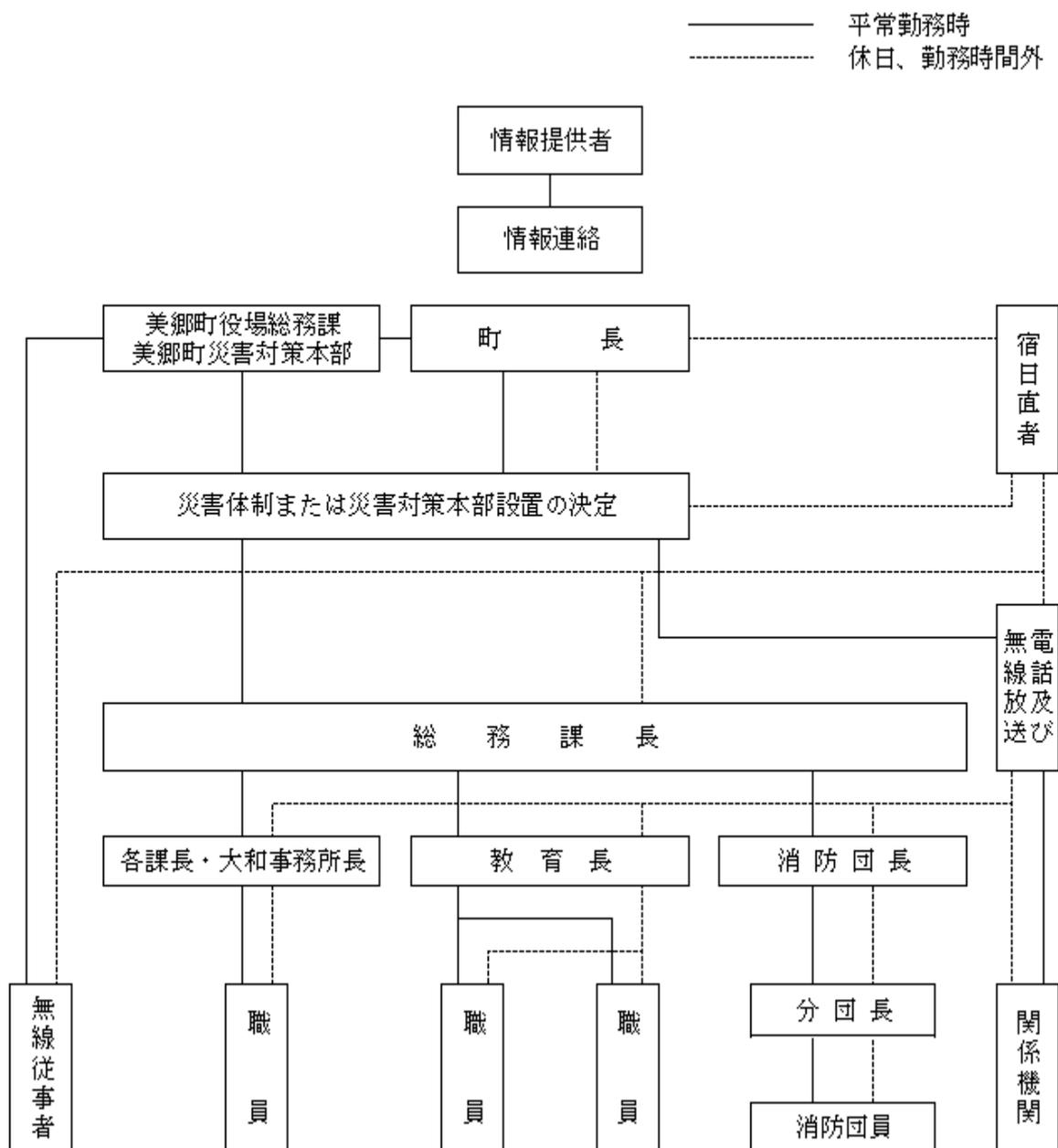
38	江の川	美郷町上川戸 (美郷町)	右	54k300 ~54k500	256	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
39	江の川	美郷町信喜 (美郷町)	左	60k930 ~62k210	867	堤防高 堤防断面	B B	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
40	江の川	美郷町潮 (美郷町)	右	62k810 ~63k040	218	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
41	江の川	美郷町潮 (美郷町)	右	63k440 ~63k800	414	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
42	江の川	美郷町潮 (美郷町)	右	63k800 ~64k890	1,144	堤防断面	A	断面不足	積土のう
43	江の川	美郷町都賀行 (美郷町)	左右	67k655		工作物	A	(桁下高不足) 都賀行大橋	
44	江の川	美郷町松原 (美郷町)	右	67k810 ~68k110	217	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
45	江の川	美郷町山根 (美郷町)	左	68k150 ~69k000	963	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
46	江の川	美郷町響谷 (美郷町)	右	71k090 ~71k400	300	堤防高 堤防断面	A A		
47	江の川	美郷町大浦 (美郷町)	左	71k100 ~72k100	776	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
48	江の川	美郷町響谷 (美郷町)	右	71k400 ~71k550	211	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
49	江の川	美郷町長藤 (美郷町)	右	72k180 ~72k400	193	堤防断面	A	断面不足	積土のう
50	江の川	美郷町長藤 (美郷町)	左	72k400 ~72k800	402	堤防断面	B	断面不足	積土のう
51	江の川	美郷町長藤 (美郷町)	右	72k800 ~73k000	203	堤防断面	B	断面不足	積土のう

52	江の川	美郷町都賀本郷 (美郷町)	右	73k000 ～73k450	431	法崩れ・ すべり 漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積 土のう 月の輪
53	江の川	美郷町都賀本郷 (美郷町)	右	73k400 ～73k600	197	堤防断面	B	断面不足	積土のう
54	江の川	美郷町都賀本郷 (美郷町)	右	73k450 ～73k460	10	法崩れ・ すべり 漏水	B A	詳細点検 漏水実績	杭打ち積 土のう 月の輪
55	江の川	美郷町都賀本郷 (美郷町)	右	73k460 ～73k600	140	法崩れ・ すべり 漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積 土のう 月の輪
56	江の川	美郷町都賀本郷 (美郷町)	右	73k600 ～73k800	150	堤防断面 法崩れ・ すべり 漏水	B B B	断面不足 詳細点検 詳細点検	積土のう 杭打ち積 土のう 月の輪
57	江の川	美郷町都賀本郷 (美郷町)	右	73k800 ～74k000	169	法崩れ・ すべり 漏水	B B	詳細点検 詳細点検	杭打ち積 土のう 月の輪
58	江の川	美郷町都賀本郷 (美郷町)	右	74k000 ～74k580	506	堤防断面 法崩れ・ すべり 漏水	A B B	断面不足 詳細点検 詳細点検	積土のう 杭打ち積 土のう 月の輪
59	江の川	美郷町都賀西 (美郷町)	左	74k050 ～74k100	46	堤防断面	B	断面不足	積土のう
60	江の川	美郷町都賀西 (美郷町)	左	74k100 ～74k150	44	堤防断面 法崩れ・ すべり 漏水 旧川跡	B B B 要	断面不足 詳細点検 詳細点検 旧川跡	積土のう 杭打ち積 土のう 月の輪
61	江の川	美郷町都賀西 (美郷町)	左	74k150 ～74k250	97	堤防断面 法崩れ・ すべり 漏水	A B B	断面不足 詳細点検 詳細点検	積土のう 杭打ち積 土のう 月の輪
62	江の川	美郷町都賀西 (美郷町)	左	74k250 ～74k430	186	堤防断面	A	断面不足	積土のう
63	江の川	美郷町都賀西 (美郷町)	左	74k430 ～74k530	102	堤防断面 法崩れ・	A B	断面不足 詳細点検	積土のう 杭打ち積

						すべり 漏水	B	詳細点検	土のう 月の輪
64	江の川	美郷町都賀西 (美郷町)	左	74k530 ～74k670	143	堤防断面	A	断面不足	積土のう
65	江の川	美郷町都賀西 (美郷町)	左	74k670 ～74k700	31	堤防断面	B	断面不足	積土のう
66	江の川	美郷町都賀西 (美郷町)	左	74k700 ～74k720	21	堤防断面 旧川跡	B 要	断面不足 旧川跡	積土のう
67	江の川	美郷町都賀西 (美郷町)	左	74k720 ～75k550	822	堤防断面	A	断面不足	積土のう
68	江の川	美郷町飯谷 (美郷町)	右	74k870 ～75k690	799	堤防断面	B	断面不足	積土のう
69	江の川	美郷町乙谷 (美郷町)	左	75k550 ～75k800	249	堤防高 堤防断面	B A	堤防高不足 断面不足	積土のう 積土のう
70	江の川	美郷町乙谷 (美郷町)	左	75k800 ～75k880	77	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
71	江の川	美郷町乙谷 (美郷町)	左	75k880 ～76k120	227	堤防断面	A	断面不足	積土のう
72	江の川	美郷町乙谷 (美郷町)	左	76k120 ～76k520	388	堤防高 堤防断面	A A	無堤 断面不足	積土のう 積土のう
73	尻無川	美郷町別府 (美郷町)	左		150	河積	B	河積不足	積土のう
73	尻無川	美郷町別府 (美郷町)	右		150	河積	B	河積不足	積土のう

第8節 資料編  
1 各種系統図

動員系統図



美郷町災害対策本部組織系統

本部長	町長		
副本部長	副町長		
部 会 構 成 員	教育長	総務課長	防災危機管理室長
	消防団長		同 補佐
		企画推進課長	同 補佐(2)
		美郷暮らし推進課長	同 補佐(2)
		住民課長	同 補佐(3)
		健康福祉課長	同 補佐(3)
		産業振興課長	同 補佐(2)
		山くじらブランド推進課長	同 補佐
		建設課長	同 補佐(2)
		会計課長	同 補佐
		教育課長	同 補佐
		大和事務所長	同 補佐
議会議務局長			
関係機関	自衛隊、川本警察署、川本消防署（署長が指名する者）		

班名	担当課・室・局
総務班	総務課・企画推進課・美郷暮らし推進課・議会議務局
住民福祉班	住民課
健康福祉班	健康福祉課
産業班	産業振興課 山くじらブランド推進課
建設班	建設課
教育班	教育課
会計班	会計課
大和事務所班	大和事務所

2 災害対策本部組織及び事務分掌表

班 名	事 務 分 掌
総務班 班長 総務課長 副班長 企画推進課長 副班長 美郷暮らし推進課長 副班長 議会事務局長	1 職員の動員及び指揮 2 各班との連絡調整 3 国、県、他市町村との連絡調整 4 災害見舞及び表彰に関する事。こと。 5 公用車の配車その他災害時の輸送に関する事。こと。 6 警察、消防団（水防団）との連絡及び調整に関する事。こと。 7 自衛隊の災害派遣要請に関する事。こと。 8 防災訓練計画及び実施に関する事。こと。 9 電気通信関係の災害対策と被害調査に関する事。こと。 10 気象警報・注意報等の情報収集と伝達に関する事。こと。 11 交通安全施設関係の災害対策等に関する事。こと。 12 町有財産、公の施設その他公共建物の災害対策及び被害調査に関する事。こと。 13 災害救助用仮設住宅の建物及び住宅の応急修理に関する事。こと。 14 被災証明に関する事。こと。 15 災害広報の発行に関する事。こと。 16 自治会その他協力関係機関への応援要請に関する事。こと。 17 被災地の防犯に関する事。こと。 18 本部の庶務に関する事。こと。 19 本部会議に関する事。こと。 20 防災会議その他関係機関団体との連絡調整 21 被害状況の把握及び報告に関する事。こと。 22 陳情に関する事。こと。 23 災害関係の予算措置に関する事。こと。 24 漂流物の受付及び公告に関する事。こと。 25 その他各班に属さない事。こと。
住民福祉班 班長 住民課長 副班長 住民課長補佐	1 災害救助に関する事。こと。 2 避難所の開設及び管理運営に関する事。こと。 3 り災世帯に対する災害援護資金並びに被災者生活再建支援金等の融資に関する事。こと。 4 人及び住家被害認定調査に関する事。こと。 5 義援金品及び見舞金品の配分に関する事。こと。 6 遺体の搜索処理及び埋葬に関する事。こと。 7 被害納税者の調査減免等に関する事。こと。 8 食糧、衣料、生活必需品等の供給に関する事。こと。 9 廃棄物処理に関する事。こと。

<p>健康福祉班 班長 健康福祉課長 副班長 健康福祉課長補佐</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 県央保健所その他関係機関との連絡調整</li> <li>3 応急医療及び助産に関すること。</li> <li>4 り災者に対する生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用に関すること。</li> <li>5 医薬品に関すること。</li> <li>6 り災者の栄養指導に関すること。</li> <li>7 衛生材料及び防疫剤に関すること。</li> <li>8 社会福祉施設の災害対策及び被害調査に関すること。廃棄物処理に関すること。</li> <li>9 保育所児童の避難救護に関すること。</li> <li>10 避難行動要支援者に調査、把握に関すること</li> <li>11 り災者に対する身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）の適用に関すること。</li> <li>3 町立診療所の災害対策及び被害調査に関すること。</li> </ol>
<p>産業班 班長 産業振興課長 副班長 山くじらブランド 推進課長</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 農作物、林産物及び林産施設の災害対策と被害調査に関すること。</li> <li>2 家畜及び家畜施設、水産物及び水産施設の災害対策と被害調査に関すること。</li> <li>3 商業及び鉱業関係の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>4 災害用食糧及び生活必需品の調達に関すること。</li> <li>5 災害時における種苗、肥料、農薬等の確保に関すること。</li> <li>6 被災農家の災害融資に関すること。</li> <li>7 り災商工業者の災害融資に関すること。</li> <li>8 農地及び農業用施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>9 農林水産共同利用施設関係の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>10 産業関係機関及び農業協同組合との連絡調整。</li> </ol>
<p>建設班 班長 建設課長 副班長 建設課長補佐</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 道路、橋りょうその他公共土木施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>2 土木関係災害用資材機械の調達に関すること。</li> <li>3 建設業者との連絡に関すること。</li> <li>4 土木関係機関との連絡調整</li> <li>5 交通不能箇所の調査及びその対策に関すること。</li> <li>6 道路障害物の排除（除雪を含む。）に関すること。</li> <li>7 治山、治水関係施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>8 農道及び林道の災害対策の被害調査に関すること。</li> <li>9 農地の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>10 地すべり対策に関すること。</li> <li>11 水道施設の災害対策及び被害調査に関すること。</li> <li>12 災害時の給水に関すること。</li> </ol>

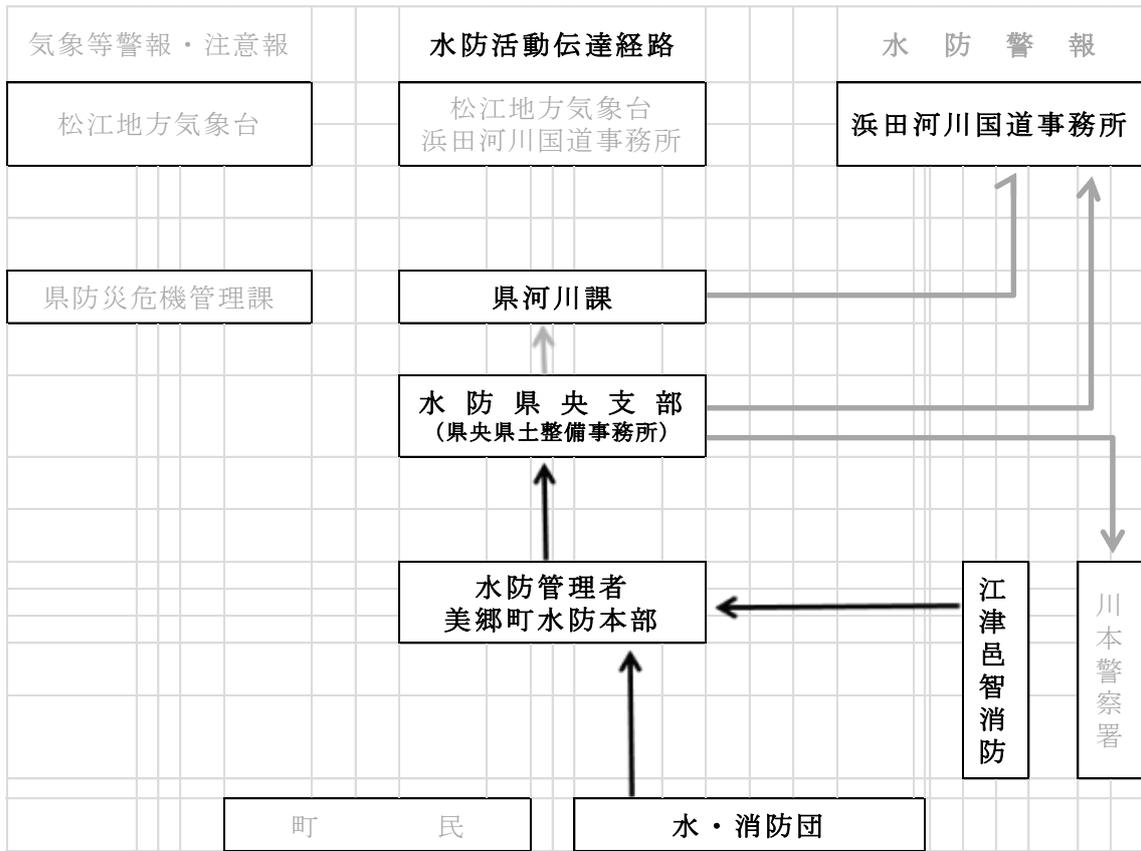
	<p>13 公共下水道の被害調査に関すること。</p> <p>14 農業集落排水施設の被害調査に関すること。</p>
<p>教育班 班長 教育課長 副班長 教育課長補佐</p>	<p>1 教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>2 社会教育施設の災害対策及び被害調査に関すること。</p> <p>3 応急教育対策に関すること。</p> <p>4 児童及び生徒の避難対策に関すること。</p> <p>5 災害時における学用品の調達及び支給に関すること。</p> <p>6 防災活動に協力する婦人会、ボランティア団体等の連絡調整。</p> <p>7 災害時における学校給食対策に関すること。</p> <p>8 教育関係機関との連絡調整</p>
<p>会計班 班長 会計課長 副班長 会計課長補佐</p>	<p>1 災害関係費の収支決算に関すること。</p> <p>2 災害関係物品の出納に関すること。</p> <p>3 義援金品、見舞金品等の受付に関すること。</p>
<p>大和事務所班 班長 事務所長 副班長 事務所長補佐</p>	<p>1 大和事務所管内における各班及び関係機関との連絡調整</p>

### 3 重要水防箇所評定基準

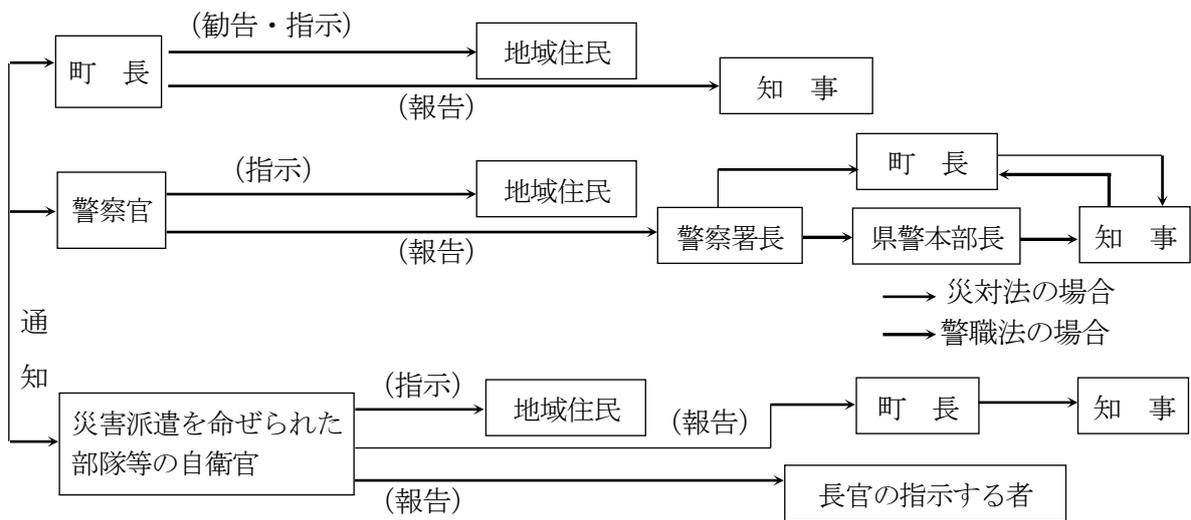
種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
堤 防 高 (流下能力)	計画高水流量規模の洪水の水位が現況の堤防高を越る箇所。	計画高水流量規模の洪水の水位と現況の堤防高との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
堤 防 断 面	現況の堤防断面あるいは上面幅が、計画の堤防断面あるいは計画の上面幅の2分の1未満の箇所。	現況の堤防断面あるいは上面幅が、計画の上面幅に対して不足しているが、それぞれ2分の1以上確保されている箇所。	
法 崩 れ す べ り	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が未施行の箇所。	堤防斜面の崩れ又はすべりの実績があるが、その対策が暫定施行の箇所。 法崩れ又はすべりの実績が、堤体あるいは基礎地盤の土質、法勾配等からみて法崩れ又はすべりが発生するおそれのある箇所で、所要の対策が未施行の箇所。	
漏 水	漏水の履歴があるが、その対策が未施行の箇所。	漏水の履歴があり、その対策が暫定施行の箇所。 漏水の履歴はないが、破堤跡又は旧川跡の堤防で、漏水が発生するおそれがある箇所で所要の対策が未施行の箇所。	
新 堤 防 破 防 跡 旧 川 跡			新堤防で築造後3年以内の箇所破堤跡又は旧川跡の箇所。

種 別	重 要 度		要注意区間
	A 水防上最も重要な区間	B 水防上重要な区間	
陸 閘			陸閘が設置されている箇所
水衝・先掘	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れしているがその対策が未施行の箇所。 橋台取り付け部やその他の工作物の突出箇所で、堤防護岸の根固め等が洗われ一部破損しているが、その対策が未施行の箇所。	水衝部にある堤防の前面の河床が深掘れにならない程度に先掘されているが、その対策が未施行の箇所。	
工 作 物	河川管理施設等応急対策基準に基づく改善措置が必要な堰、橋梁、樋管その他の工作物の設置されている箇所。 橋梁その他の河川横断工作物の桁下高等が計画高水流量規模の洪水の水位以下となる箇所。	橋梁その他の河川横断工作物の桁下等の計画高水流量規模の洪水の水位との差が堤防の計画余裕高に満たない箇所。	
工事施工			出水期間中に堤防を開削すれう工事箇所又は仮締切等により本堤に影響を及ぼす箇所

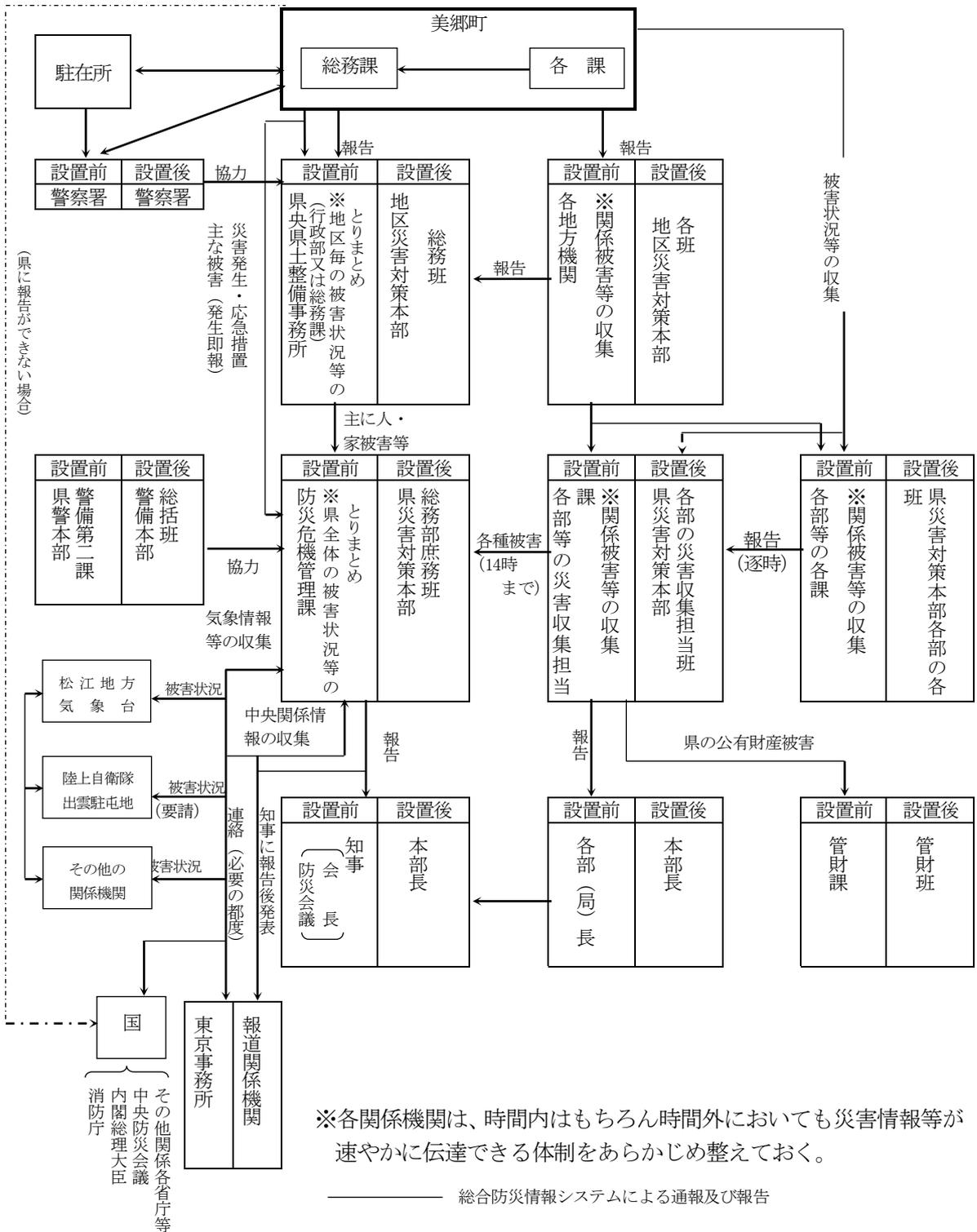
#### 4 水防活動実施に関する情報伝達経路図



#### 5 避難勧告等の指示系統図



6 災害状況通報及び被害状況報告の系統図



## 美郷町水防計画策定経過

平成18年	3月31日	美郷町水防計画作成
平成18年	6月16日	美郷町防災会議提案・承認
平成19年	6月28日	第1次修正
平成20年	7月7日	第2次修正
平成21年	6月29日	第3次修正
平成22年	7月1日	第4次修正
平成23年	6月1日	第5次修正
平成24年	6月7日	第6次修正
平成25年	6月20日	第7次修正
平成26年	6月25日	第8次修正
平成27年	6月29日	第9次修正
平成28年	6月23日	第10次修正
平成29年	6月27日	第11次修正
令和元年	7月3日	第12次修正

美郷町水防計画

令和元年7月

699-4692

島根県邑智郡美郷町粕渕168番地

美郷町総務課

TEL 0855-75-1211

FAX 0855-75-1218